

令和 8 年度 会津若松地方広域市町村圏整備組合実施方針・年間監査計画

(令和 8 年 3 月 30 日監査委員決定)

会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下、「組合」という）監査基準に関する規程（令和 2 年会津若松地方広域市町村圏整備組合監査委員告示第 2 号）第 12 条の規定に基づき、令和 8 年度における監査実施方針及び監査計画を次のとおり定めるものとする。

1 監査実施方針

(1) 監査をめぐる状況

平成 7 年の国勢調査人口をピークに人口減少が継続し、また、令和 3 年頃には、これまでのデフレからインフレの状況に転換し、金利のある世界へ戻るなど行財政を取り巻く環境が大きく変容している。このため、組合の行財政運営が、社会情勢の変化に適合しているか、また、正確で経済的、効率的かつ有効に行われているかをチェックし、その結果を広く公表するなどの監査機能を充実させ、組合への信頼をより一層高めていくことが求められている。

(2) 監査等の方向性

令和 8 年度における監査等の方向性は、次のとおりとする。

① 経済性、効率性及び有効性の視点による監査

組合の行財政運営の健全性の確保に資するため、合規性、経済性、効率性及び有効性の視点の監査等を実施していく。

② 監査等結果のわかりやすい公表

組合の透明性を高めるため、監査等の結果に関する報告や措置の状況の公表に当たっては、よりわかりやすい表現、内容により公表していく。

③ 業務改善に向けた助言機能の充実

行財政運営の合理化に資するため、監査等において制度、運営のあり方に課題が確認されたものについては、制度・運営自体の見直し・改善

を促していく。

2 年間監査計画

令和 8 年度の監査等については、次に掲げる種類、対象、予定時期により行う。実施体制は、監査委員 2 名が担当し、これを職員 6 名が補助するものとする。なお、各監査等の実施細目は、別途、各実施計画において定めるものとする。

(1) 定期監査

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われたか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われたか、さらには、工事の設計・施工が適正に行われたかを主眼として監査する。

監査対象期間は、原則として令和 7 年度とするが、必要に応じて過年度や現年度（監査実施前）についても対象とする。

実施予定時期	対 象
令和 8 年 5 月から 12 月まで	令和 7 年度に予算化された事務事業

(2) 例月現金出納検査

会計管理者及び用水供給事業所管課が保管する現金及び預金の残高並びに出納諸表等の正確性について検査する。検査は、原則として毎月 27 日（ただし、対面検査については 2 ヶ月に 1 回）に実施する。（会津若松地方広域市町村圏整備組合監査等実施要領（平成 28 年 3 月 15 日決裁）第 4 条第 1 項）

(3) 決算審査及び資金不足比率審査

令和 7 年度決算に際し、決算書及び決算附属書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査するとともに、予算の執行、財産管理の状況、事業の経営が適正かつ効率的に実施されているか審査する。

また、令和 7 年度の水道用水供給事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる書類について確認・検証し、適正であるかを審査し意見を付す。

実施予定時期	対象とする会計
管理者から審査に付された日から令和８年８月まで	一般会計、水道用水事業会計

(4) その他の監査

前各号に掲げる監査等のほか、住民の直接請求など、法令に基づく請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要と認めるときは、別途監査を行う。